

石川県国民保護計画 [新旧対照表]

修正後	現行	備考
<p>石川県国民保護計画 令和元年11月</p>	<p>石川県国民保護計画 平成30年2月</p>	

修正後

現行

備考

第1編 総則

第1章～第4章（略）

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

(1)武力攻撃事態（略）

(2)NBC攻撃

手段	特徴	留意点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○当初段階では、核爆発に伴う熱線、爆風、放射線により爆心地周辺において被害を短時間にもたらす。 ○放射性降下物からの残留放射線が、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ○中性子誘導放射能（建築物や土壌等に中性子線が放射されることで、それらの物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって爆心地周辺において被害が生じる。 ○放射性降下物は、皮膚に付着することによる外部被ばくや、汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱線による熱傷や放射線障害等に対する医療が必要となる。 ○避難に当たっては、風下を避ける必要がある。 ○手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくの低減を図る必要がある。 ○口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染の疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。 ○汚染地域の立入制限を確実に行うことが必要である。 ○避難誘導、医療要員の被ばく管理の実施が重要である。 ○放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）もあり、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、核兵器と同様の対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退城時検査及び簡易除染（県地域防災計画（原子力防災計画編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

2（略）

第1編 総則

第1章～第4章（略）

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

(1)武力攻撃事態（略）

(2)NBC攻撃

手段	特徴	留意点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○当初段階では、核爆発に伴う熱線、爆風、放射線により爆心地周辺において被害を短時間にもたらす。 ○放射性降下物からの残留放射線が、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ○中性子誘導放射能（建築物や土壌等に中性子線が放射されることで、それらの物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって爆心地周辺において被害が生じる。 ○放射性降下物は、皮膚に付着することによる外部被ばくや、汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱線による熱傷や放射線障害等に対する医療が必要となる。 ○避難に当たっては、風下を避ける必要がある。 ○手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくの低減を図る必要がある。 ○口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染の疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。 ○汚染地域の立入制限を確実に行うことが必要である。 ○避難誘導、医療要員の被ばく管理の実施が重要である。 ○放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）もあり、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、核兵器と同様の対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

2（略）

基本指針の変更に伴うもの

修正後	現 行	備 考
<p>第2編 (略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 救援</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 救援の基準及び内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <p>① 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施</p> <p>② 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第4章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害への対処等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 応急対策の実施等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急対策の内容</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>県は、避難又は一時移転(県地域防災計画(原子力防災計画編)の一時移転をいう。)の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県地域防災計画(原子力防災計画編)の定め例により行う。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第4編～第5編 (略)</p>	<p>第2編 (略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 救援</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 救援の基準及び内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動</p> <p>① 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施</p> <p>② 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第4章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 武力攻撃原子力災害への対処等</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 応急対策の実施等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 応急対策の内容</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ スクリーニング及び除染の実施</p> <p>県は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、県地域防災計画(原子力防災計画編)の定め例により行う。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第4編～第5編 (略)</p>	<p>基本指針の変更に伴うもの</p> <p>基本指針の変更に伴うもの</p>